

議案第24号説明資料

平成30年5月31日

専決処分の承認を求めることについて
(大磯町町税条例の一部を改正する条例)

資料

改正概要 1

改正内容 1

新旧対照表 2

税務課

専決処分の承認を求めることについて (大磯町町税条例の一部を改正する条例)

1 改正概要

平成30年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例の一部を改正したものです。

なお、一部改正条例については、同法の施行日（平成30年4月1日）に施行する必要があったため、平成30年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

(1) 用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置に係る規定の追加（附則第42項関係）

用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に係る課税標準額については、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、「平均負担水準方式」により算出するものとされています。その一方で、市町村の条例で定めることにより、「平均負担水準方式」を採用せず、「みなし方式」により課税標準額を算出することができるという経過措置が平成11年度から継続されています。

本町においては、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る課税標準額の算出に関し、周辺の土地に合わせた負担調整を行うことができる「みなし方式」を採用しており、「平均負担水準方式」を採用しない旨を大磯町町税条例の附則で定めています。

平成30年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、上記の経過措置が平成30年度から平成32年度までの3年間延長されたことに伴い、当該延長に係る規定を附則に追加する改正を行ったものです。

(2) その他規定の整備（第18条関係）

地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の改正に伴う規定の整備（条ずれの是正）を行ったものです。

大磯町町税条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次 省略 第1章 省略 第2章 普通税 第1節 省略 第2節 固定資産税 (特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第18条 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則<u>第10条の2の12</u>で定めるものを含む。）であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することになったもの（以下「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>第18条の2～第25条 省略 第3節～第7節 省略 第3章～第5章 省略</p> <p>附 則 1～41 省略 <u>（平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置）</u></p> <p><u>42 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u></p> <p>附 則 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>目次 省略 第1章 省略 第2章 普通税 第1節 省略 第2節 固定資産税 (特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第18条 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則<u>第10条の2の10</u>で定めるものを含む。）であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することになったもの（以下「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>第18条の2～第25条 省略 第3節～第7節 省略 第3章～第5章 省略</p> <p>附 則 1～41 省略</p>